

日本共産党

高槻市議員

きよた 純子



ニュース

2017年12月20日
NO. 67

発行：日本共産党高槻市議員団 きよた純子
連絡先：議員団控室
TEL072-674-7230 FAX072-674-3202
上本町3-25 TEL/FAX. 676-5068

市長に來年度予算への要望書を提出しました

12月6日に、高槻市の2018年度予算編成と市政運営について濱田剛史市長と懇談。21項目の重点要望、100項目の要望書を提出し、実現を求めました。その一部を掲載します。



左から濱田市長、中村団長、宮本、きよた、出町各市議＝12月6日

くらしや福祉の充実を図ること

- 国民健康保険料を一定程度値下げすること
- 国民健康保険が大府との共同運営に移行しても、加入者の負担緩和と減免制度のために、市独自の繰り入れをすること

子育て支援や教育の充実、子どもの安全対策を強めること

- 水道料金を値下げすること
- 「高槻市みらいのための経営革新」については、拙速に具体化しないこと。特に、現在利用が無料の施設、敬老パスの無料制度を守ること
- 福祉4医療助成制度での自動償還払いを実施すること
- 介護保険制度での実態調査を実施すること
- 公立幼稚園・保育所の統廃合、民営化はこれ以上行わないこと。また、市直営施設での部分民間委託も拙速に行わないこと
- 児童虐待やDV等の防止のために総合的な対策を強化し、就学前施設、学校、児童相談所、警察などと協力し幅広く取り組むこと
- 35人以下学級の中学校1年生への拡大を検討すること



12月議会で日本共産党提案の意見書が可決

～意見書の本文を紹介します～

障がい児者福祉施設整備の支援を求める意見書

障がいがあるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ、生きていけない障がい児者は年々増加している。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障がい児者の自立を困難なものにしている。

多くの障がい児者と家族は、社会からの孤立と家族依存の中で、生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を望んでいる。したがって、政府に対し、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図り、障がい児者が暮らしの場を自由に選択できる状況を早急に実現するよう要望する。



高齢者福祉・介護保険と健康たかつき21

次期計画案パブリックコメントはじまる

この間、本ニュースでも紹介してきたように、高齢者福祉専門分科会、保健医療審議会の委員として計画案策定にむけ、議論をしてきました。ぜひ、ご意見をお寄せください。

市の施策と高齢者の現状

高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間は、2018年度から2020年度）

応募期間：12月11日～翌年1月10日まで

応募先：

長寿介護課（本館1階 8番・10番窓口）

電話番号：674-17166

FAX番号：674-15135

健康たかつき21（計画期間は2018年度から2023年度）

応募期間：

12月20日～翌年1月19日まで

応募先：

健康づくり推進課（水道部庁舎4階高槻 市桃園町4-15）

電話番号：674-18800

FAX番号：647-11551

第1号被保険者1人あたり給付月額（2016年度時点）

	高槻市	大阪府	全国
第1号被保険者1人あたり給付月額（施設及び居住系サービス）	7,057円	8,155円	9,728円
第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス）	9,755円	14,225円	11,317円

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報、厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システム

国は、来年度も医療、介護など社会保障費の削減・抑制の方針を打ち出しています。

高槻市の高齢化率は28.1%（大阪府26.1%）と高いものの、介護保険の認定率は16.6%（全国18.4%、大阪府21.2%）と低く、65歳以上の1人当たりの介護保険給付額も全国、府と比較すると低い金額となっています。

ますます元気体操や市バス無料敬老パスなどが高齢者の健康に良い影響を及ぼしていることが考えられます。2015年に実施された市バス無料敬老パス制度のアンケート調査では、外出は週1～3日、歩行数は1日869歩増えています。また、経済効果は年間32億円です。国に施策の改善を求めつつ、市も市民のくらしや健康を守るためにがんばることが必要です。

来年4月創設の『介護医療院』 国は生活の質と尊厳が守られる施設基準の策定を

介護医療院は、生活の場としての機能と同時に、医療的ケアが必要な高齢者が利用する介護保険の施設です。長期療養（入院）する高齢者が利用している介護療養病床約6万1千床などを2018年3月末で廃止するのに伴って導入されます（6年間の経過措置期間あり）。また、介護医療院は、老人保健施設からの転換も認められるとされています。人員・施設基準については、詳細は決まっておらず、質の担保が懸念されています。

厚生労働省の案では、介護療養病床並みの配置（利用者48人に医師1人以上）と、医師の数がより少ない老人保健施設並みの配置（利用者100人に医師1人以上）の二つの人員配置基準で区分する方針です。

しかし、現行の介護療養病床では、夜勤や認知症患者に対応するために、看護師や介護職員を国の基準より増やしている医療機関が多いのが現状です。



きよた純子

定例・市政相談会

第3(木)午後2時～4時

場所：八幡町1-33
TEL：673-0002

第4(木)午後2時～4時

場所：川添2-3-12
TEL：692-0144

事前に電話で
ご連絡ください
676-5068